

資料12

26.4.24・25生活困窮者自立促進支援
モデル事業等連絡会議

生活困窮者自立促進支援 モデル事業について

野洲市 市民生活相談課

業務内容

相談機能を集約

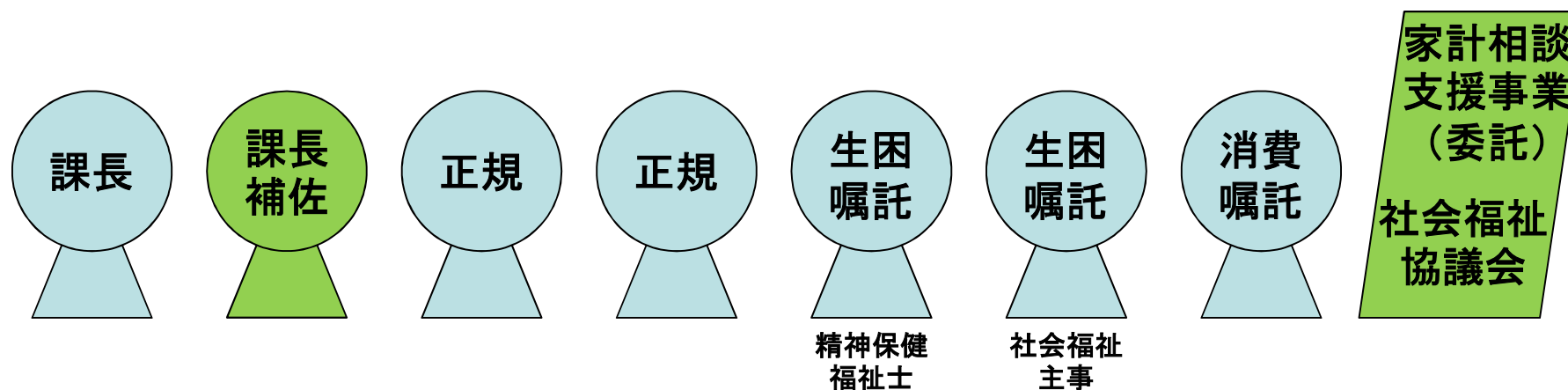
- 業務内容

- 市民相談（暮らしの中の困りごと）
- 消費生活相談（消費者トラブル、多重債務相談など）
- 法律相談（弁護士会、司法書士会）
- 税務相談・行政書士相談（税理士会・行政書士会）
- 行政相談（総務省）
- 生活困窮相談（生活困窮者自立促進支援モデル事業）
- やすワーク（アクションプラン）
- 家計相談（社会福祉協議会へ委託）

おせっかいを強化

事業予算&スタッフ

平成26年度 ※正規職員人件費除く
・ 市民法律相談運営費：無料法律相談 58.6万円（市費58.6万円）
・ 消費者行政推進事業費：消費生活相談 505万円 （消費者庁 消費者行政活性化交付金100万円）（市費405万円）
・ 生活困窮者支援事業費：生活困窮者支援 1790.7万円 （厚労省 社会援護局 住まい対策等支援事業費補助金1790.7万円）
・ ハローワークとの一体的実施（やすワーク） （アクションプラン 厚生労働省労働局 10/10）



市役所見取り図



(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則
(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年6月15日から施行する。
(野洲市住民・人権相談総合推進委員会設置要綱及び野洲市多重債務対策連絡会議設置要綱の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 野洲市住民・人権相談総合推進委員会設置要綱(平成16年野洲市告示第146号)
- (2) 野洲市多重債務対策連絡会議設置要綱(平成21年野洲市告示第150号)

付 則(平成24年告示第45号)
この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年告示第116号)
この告示は、平成24年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平24告示45・平24告示116・一部改正)

政策調整部 企画調整課職員	教育委員会 教育総務課職員
総務部 人事課職員	教育委員会 学校教育課職員
総務部 人権施策推進課職員	教育委員会 人権教育課職員
総務部 人権センター職員	教育委員会 生涯学習スポーツ課職員
総務部 野洲地域総合センター職員	野洲市地域包括支援センター職員
総務部 市民交流センター職員	野洲市子育て支援センター職員
総務部 税務課職員	ふれあい教育相談センター職員
市民部 生活安全課職員	野洲市発達支援センター職員
市民部 協働推進課職員	
市民部 市民生活相談課職員	
健康福祉部 社会福祉課職員	
健康福祉部 障がい者自立支援課職員	
健康福祉部 地域生活支援室職員	
健康福祉部 こども課職員	
健康福祉部 子育て家庭支援課職員	
健康福祉部 家庭児童相談室職員	
健康福祉部 高齢福祉課職員	
健康福祉部 健康推進課職員	
健康福祉部 健康福祉部 保険年金課職員	
都市建設部 住宅課職員	
環境経済部 環境課職員	
環境経済部 商工観光課職員	
環境経済部 上下水道課職員	

○野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱

平成23年6月15日
告示第113号

(設置)

第1条 この告示は、社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図るため、野洲市市民相談総合推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (2) 啓発活動に関すること。
- (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、市民部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(情報等の管理)

第5条 委員長及び委員は個人情報の取り扱いについて、野洲市個人情報保護条例(平成16年野洲市条例第10号)に基づき、個人情報の保護に十分配慮し、相談事案の支援及び解決に関する目的以外に利用し、又は外部に提供してはならない。

(部会)

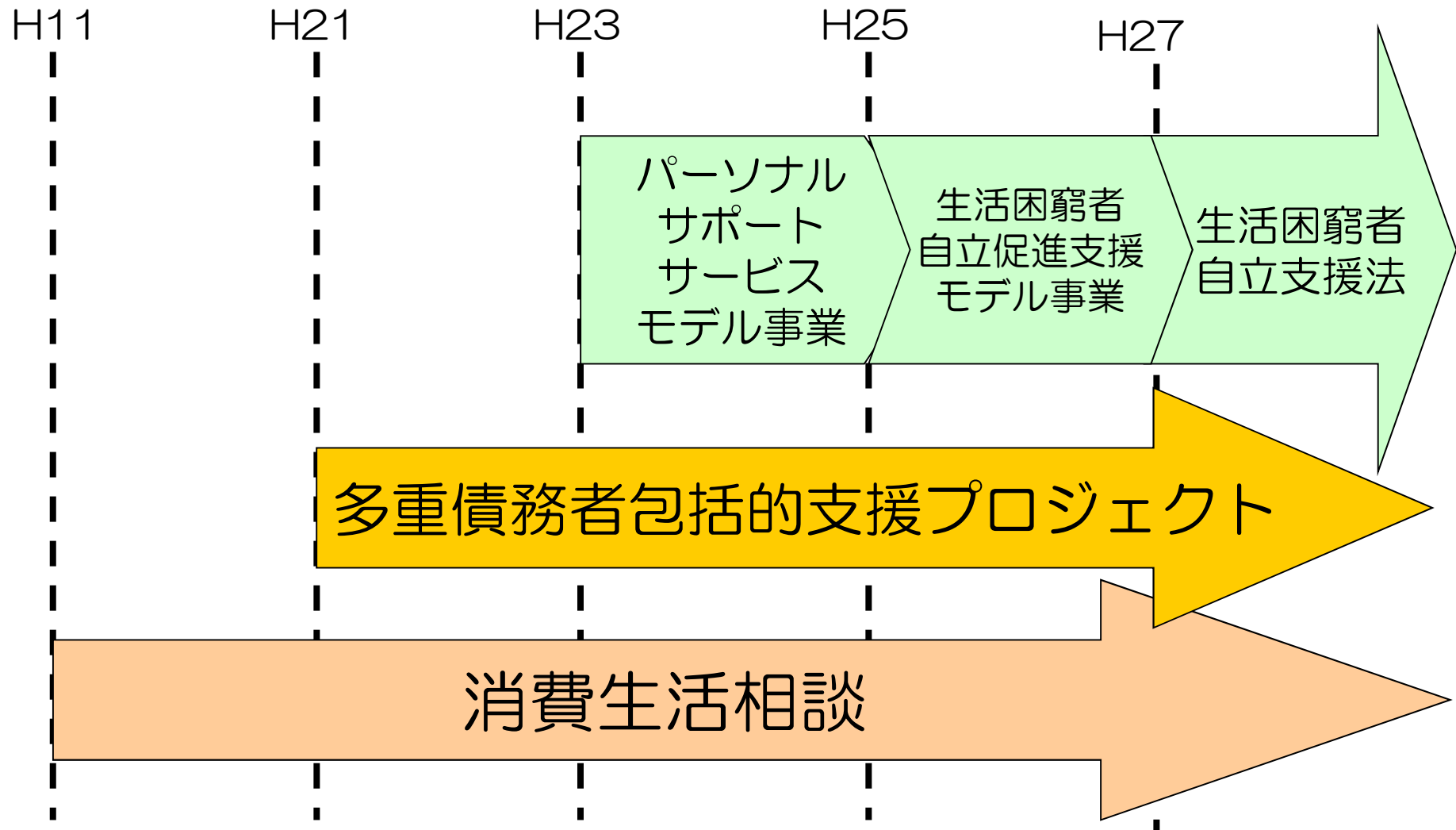
第6条 委員会は、次に掲げる部会を設けることができる。

- (1) 多重債務対策連絡部会
- (2) 自殺防止対策連絡部会
- (3) 人権対策連絡部会
- 2 前項に掲げる部会の構成員及びその長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 第4条の規定は、部会における会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会長は、部会において審議した結果を委員会に報告しなければならない。

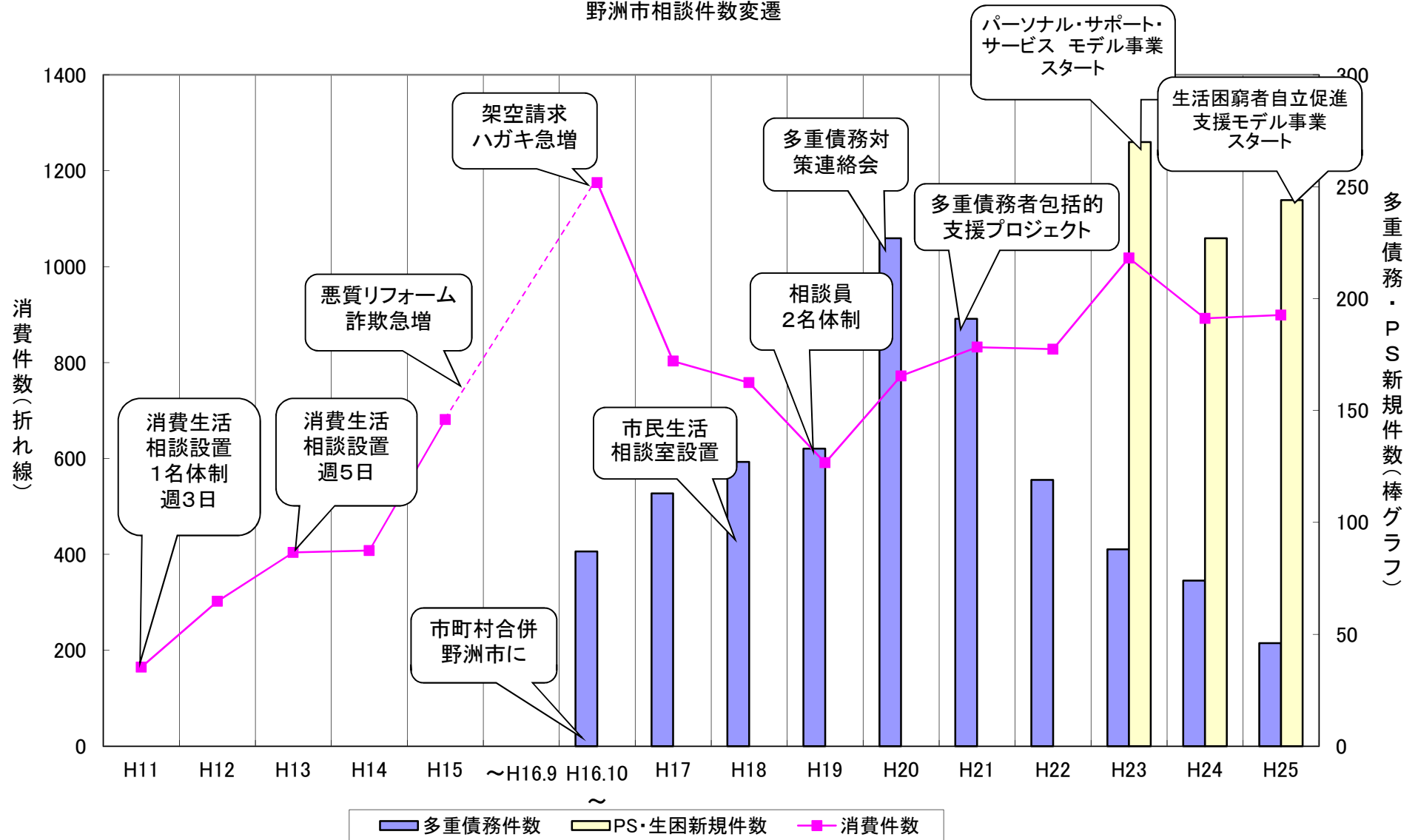
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部市民生活相談課において処理する。

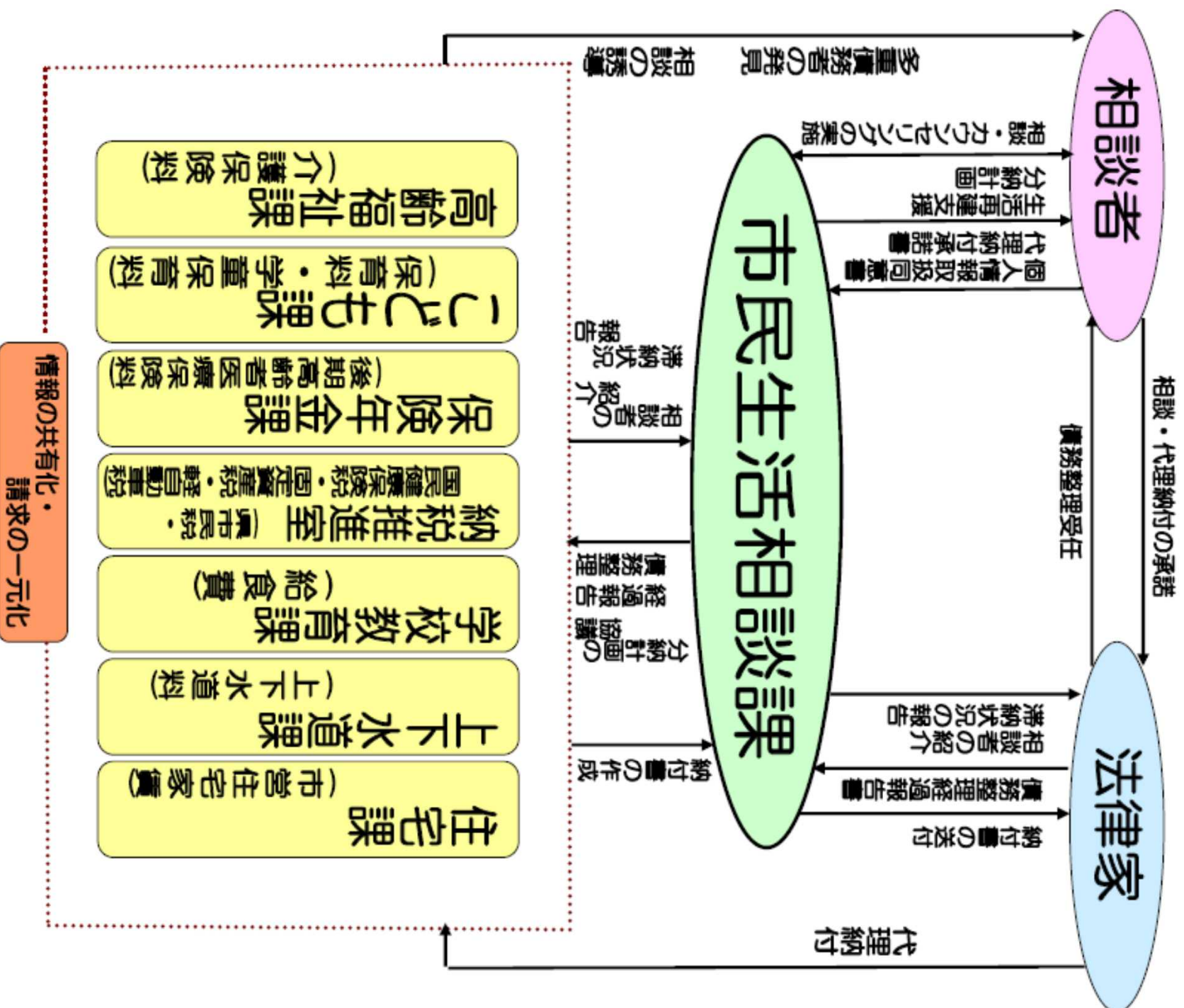
相談窓口の変遷



野洲市相談件数変遷



野洲市多重債務者包括的支援プロジェクトの流れ



野 洲 市 長 様

個人情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

住 所

氏 名

私は、下記の目的のために限り、野洲市が実施する野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱に基づき、同委員会の委員において、私の個人情報を収集保有し、利用すること、および外部（弁護士、司法書士、社会福祉協議会等）に提供することに同意します。

記

- （１）多重債務の解決
- （２）生活困窮状態の解消と生活の再建
- （３）野洲市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消

野洲市市民生活相談課

御中

弁護士・司法書士

様

滞納している税金、使用料、手数料の支払方法に関する承諾書

年 月 日

住 所

氏 名

債務整理の結果、滞納している税金、使用料、各種手数料の一括支払いが可能となったときは、債務整理を依頼した代理人が代理納付することを承諾しました。

また、債務整理の結果、債務が圧縮され、将来所得から、債務の分割支払いが可能となったときは、滞納している税金、使用料、各種手数料の分割納付を債務の返済計画の中に組み込むことを承諾します。

以 上

平成23～24年度 野洲市パーソナル・サポート・サービスモデル事業
および 平成25年度野洲市生活困窮者支援事業報告

内 容		平成23年度	平成24年度	平成25年度
補助事業名		パーソナル・サポート サービス モデル事業		生活困窮者 自立促進支援 モデル事業
相談件数（延べ数）		1, 939件	3, 742件	4, 633件
新規相談者人数（実数）	男	106人	105人	89人
	女	164人	122人	154人
	合計	270人	227人	243人
相談区分 *重複回答有	仕事（失業、労働問題）	178人	184人	182人
	生活（衣食住の欠如）	174人	155人	176人
	健康（疾患、障がい等）	57人	72人	78人
	メンタルヘルス （こころ、依存症等）	85人	73人	73人
	家族、地域との関係 （DV、虐待、孤立等）	131人	84人	108人
	教育 （不登校、ひきこもり、いじめ等）	24人	25人	21人
	経済、法律問題（多重債務等）	139人	91人	98人
	その他の問題	1人	0人	24人
就職ナビゲーターによる就職面談 （1人1時間 予約制） ※H23、H24は毎週1回水曜日 H25年4月から週3回 H25年10月からは週5日		相談者人数 （実数）	102人	125人
		面談件数 （延べ数）	240件	249件
		就職決定者数	53人	88人
就職決定者の属性 *重複回答あり		生活保護受給者	11人	12人
		住宅手当受給者	7人	18人
		障がい者	7人	2人
		母子家庭	26人	32人
		寡婦	3人	5人
		その他生活困窮者	0人	27人

やすワーク（野洲生活困窮者等就労相談コーナー）
平成25年度 就職決定者等の状況

就職ナビ（延べ回数／実人数）	874／191	総就職決定者	145人
----------------	---------	--------	------

就職決定者内訳		男 43人 女 102人					
10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
0	15	37	54	22	16	1	145

職 種	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
軽作業・工場等	68人	48	7	10	3
清掃・施設管理	12人	11	1	0	0
接客販売	13人	9	2	0	2
事務	27人	20	0	0	7
介護・福祉	11人	4	1	0	6
看護	2人	2	0	0	0
調理	6人	4	0	1	1
農林水産業	3人	2	0	0	1
配送	3人	0	1	0	2
合 計	145人	100	12	11	22

パーソナルサポートサービス から生活困窮者自立支援法へ



- 平成20年→平成21年 年越派遣村
- 平成22年7月 パーソナル・サポート・サービス検討委員会（内閣府）の発足・実施（野洲はH23～）
- 平成24年2月17日「社会保障・税一体改革大綱」に「生活支援戦略」の策定を盛り込むことを閣議決定
- 平成24年4月 社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の設置
- 平成24年12月 政権交代（生活支援戦略→生活困窮者支援）
- 平成25年1月25日 社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書
- 平成25年4月 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の開始
- 平成25年12月6日「生活困窮者自立支援法」の成立

平成27年4月1日「生活困窮者自立支援法」の施行

生活困窮者とは・・・？

障害

高齢

外国人

ひとり親

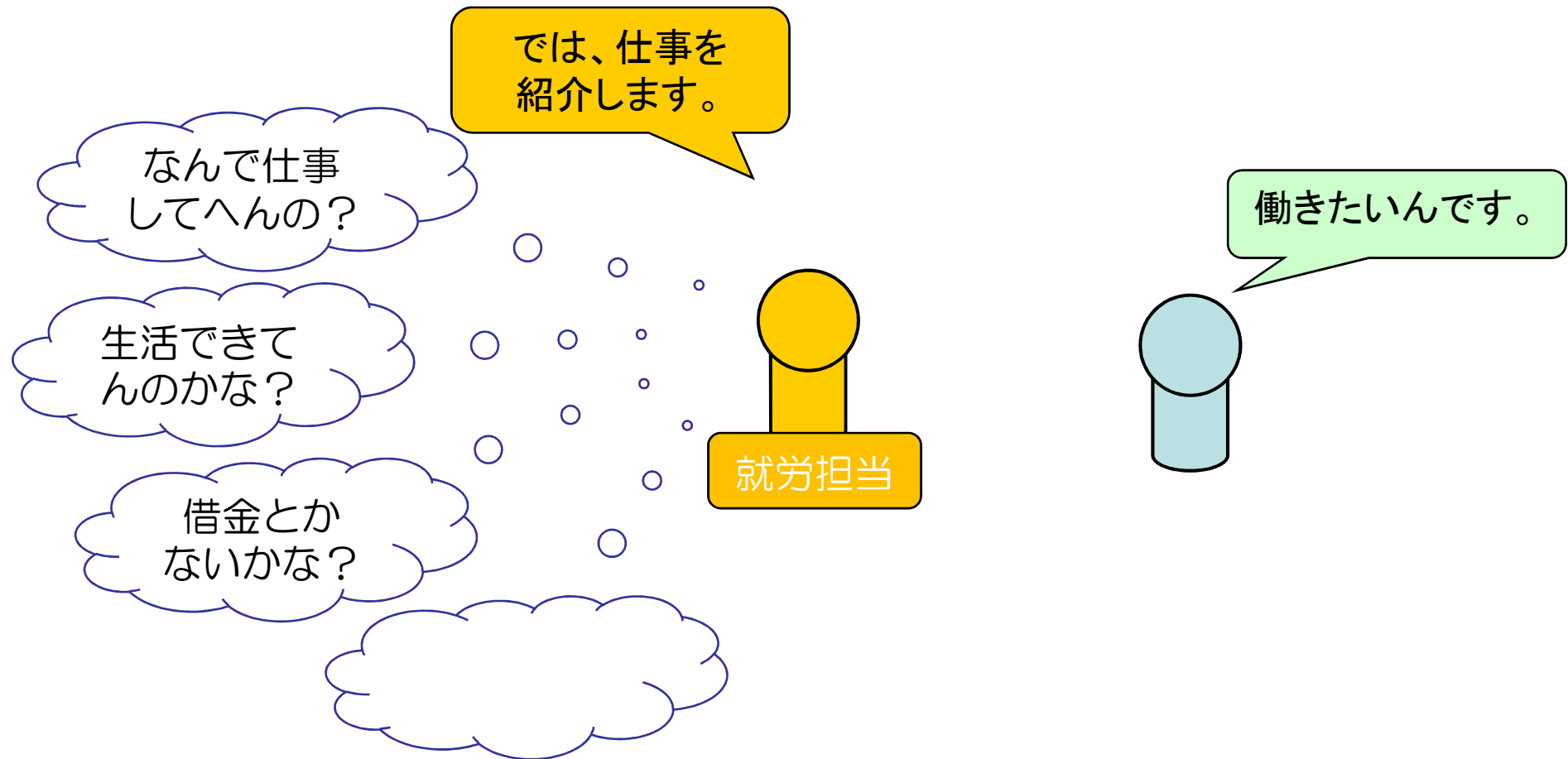
失業対策

多重債務対策

自殺対策

生活困窮者
(経済的困窮・社会的孤立)

おせっかいが基本です



どんな相談でも対応できるネットワーク作り

こんなこともやってます

- ・食料支援



- ・スーツ貸し出し



**女性用
大きいサイズ
募集中！**

野洲市

生活困窮者自立促進支援モデル事業内容

- 相談支援事業
 - 相談支援
 - ネットワークづくり
- 家計相談支援
(野洲市社会福祉協議会へ委託)
- 就労促進のための支援事業
(アクションプラン・やすワーク)
- 貧困の連鎖の防止
(教育委員会と連携)



相談支援事業（相談支援）



- アウトリーチ：市役所や地域の社会資源、住民等による早期把握による予防型支援を展開する。



- アセスメント：包括的に情報収集し、課題領域を捉え、背景・要因等进行分析し、解決の方向を見定める。

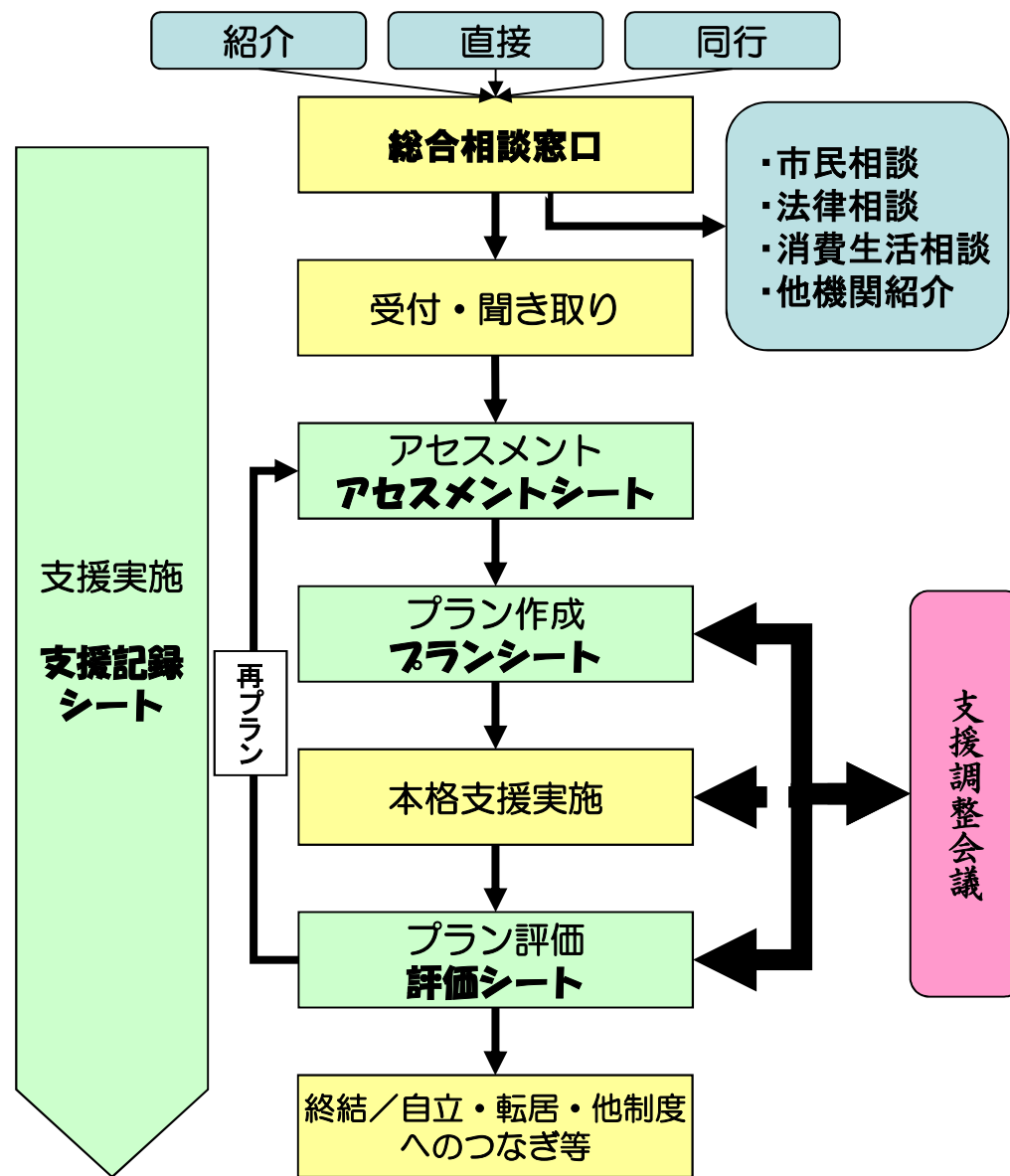


- プランニング：当事者と認識を共有しながらプラン案を作成し、支援サービスを提供する。



- フォローアップ：問題解決後の自立生活の見守りなど、関係機関と連携し包括的な支援を継続して行う。その後必要に応じ、再アセスメントを行う。

野洲市の生活困窮者支援の流れ



※支援調整会議は月1回開催 プラン・評価まとめて実施

野洲市支援調整会議設置要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この告示は、生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領の自立相談支援モデル事業運営要領に基づき設置する野洲市支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 支援調整会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本事業における相談者への支援計画（以下「プラン」という。）の妥当性について確認を行うこと。
- (2) プランについて必要な修正を行うこと。
- (3) プランに基づく支援の評価並びに今後の支援に当たっての支援方針及び各機関の役割について確認を行うこと。

（組織）

第3条 支援調整会議は、総括者及び構成員をもって構成する。

- 2 総括者は野洲市市民部長をもって充てる。
- 3 総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。
- 4 構成員は次に掲げる機関（以下「構成機関」という。）の関係者とする。
 - (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
 - (2) 草津公共職業安定所
 - (3) 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
 - (4) 野洲市健康福祉部社会福祉課
 - (5) 野洲市市民部市民生活相談課
 - (6) その他の関係機関

（会議）

第4条 支援調整会議は、原則として毎月1回程度開催する。

- 2 支援調整会議の会議（以下「会議」という。）は、総括者が招集する。
- 3 総括者は、必要があると認めるときは、会議に必要な構成機関の関係者のみを招集し、開催できるものとする。
- 4 総括者が必要と認める場合は、構成員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議及び会議の資料は非公開とする。

相談支援事業(ネットワークづくり)

- 弁護士による困難事例ケース検討会の実施
- 支援者の連携強化とスキルアップを目的とし、滋賀弁護士会から毎月1回弁護士の派遣を受け各部署が集まって困難事例ケース検討会を実施する。

(年間12回開催予定)



家計相談支援（委託）

- ・生活困窮者を対象に家計の視点から各種の情報提供や専門的な助言・指導を行います。
- ・相談者自身の家計を管理する力を高め、債務整理や生活資金の貸付などにつないで早期に生活が再生されるよう一緒に取組めます。
- ・貸付事業と一緒に行うことでよりよい事業効果が期待されることから、福祉資金貸付事業を実施している野洲市社会福祉協議会へ委託（7,261千円）

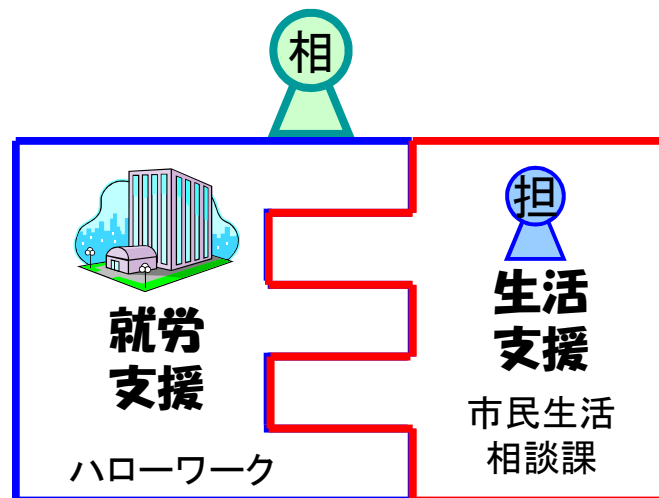


就労促進のための支援事業 アクションプラン

アクションプラン=ハローワークとの一体的実施とは？

- ・ 野洲市役所内に一体的実施施設（やすワーク）を設置
- ・ やすワークに就労支援を集約
- ・ 市民生活相談課に各種相談（生活）を集約
- ・ 毎日開所 10時～16時の5枠（1時間ごとの予約制）

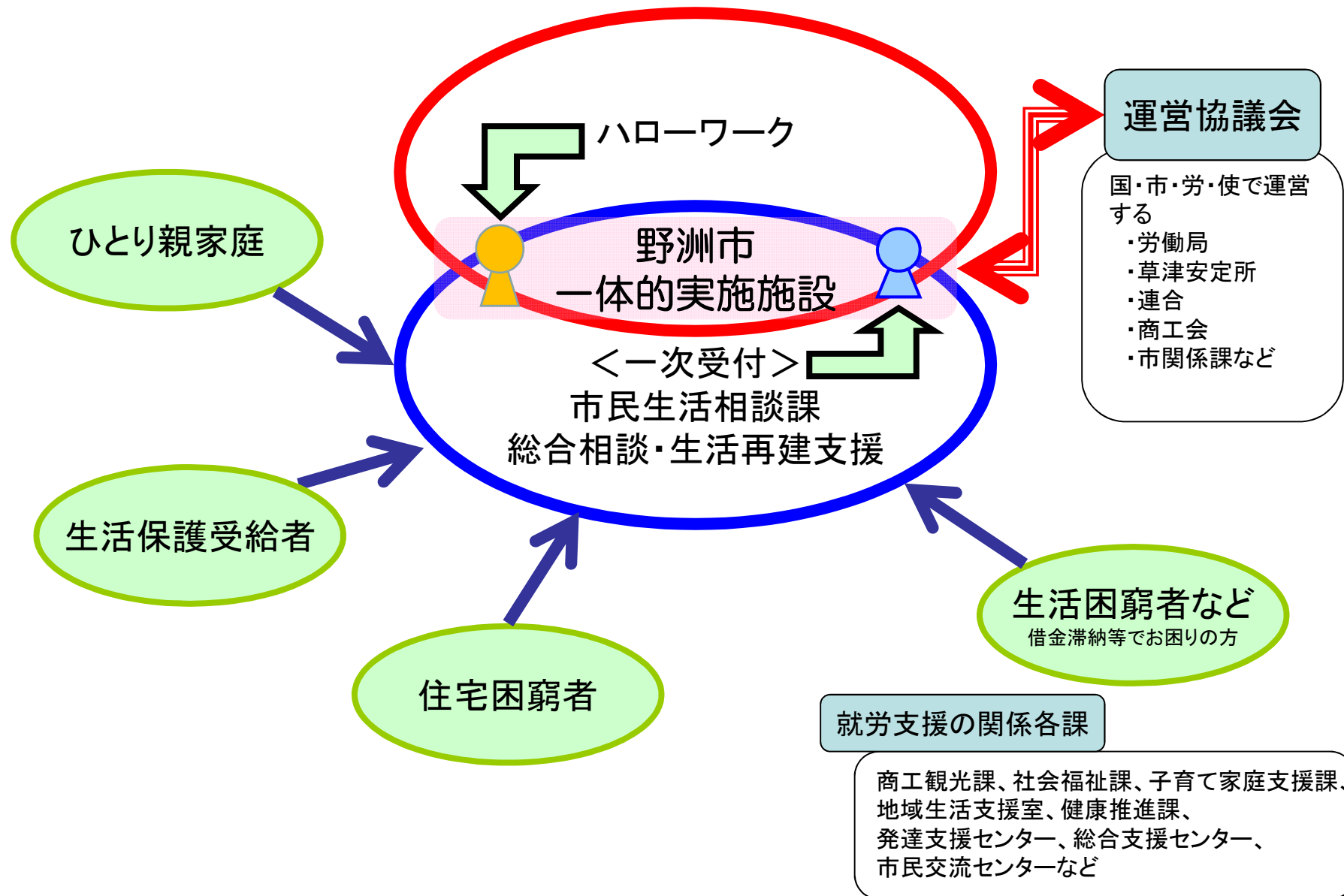
一緒になって支援を進める



一体的実施



アクションプランを活用した 就労支援の庁内連携のイメージ



- ・ 仕事うまく探せない
- ・ 履歴書の書き方に自信がない
- ・ 職務経歴書ってなに?!

**仕事はしたいけど
色々難しい...**



ハローワーク職員の就職支援ナビゲーター & 市役所職員の相談支援員と一緒に相談いたします。

多彩な就労支援メニュー

ハローワークカードの登録
求人情報の提供
紹介状の発行
面接の日程調査
履歴書、職務経歴書指導
面接指導
就活メイク指導
就活スーツ無料貸し出し など等...



やすワークの手順



① 市民生活相談課に
来所
又は電話で相談

② やすワークの申込登録

③ 予約受付・日程調査

④ やすワークの利用

まずは

お気軽にお電話を!

ご予約は

市民生活相談課へ

TEL 587-6063

FAX 586-3677

滋賀県野洲市小篠原2100番地1
(野洲市役所内)

相談時間

月曜日～金曜日

10:00～16:00 (各45分)

(土・日・祝祭日・年末年始は除く)

予約制

個室の相談室でゆっくりと
ご相談をさせていただきます。

**秘密は厳守します。
費用は無料です。**



しごとを探している方へ

やすワーク

をご利用下さい!

あなたの就職サポートします!



「やすワーク」とは...

平成25年4月1日付で締結した「野洲市と滋賀労働局が生活困窮者等を対象とした就労支援事業を一体的に実施するための協定」に基づき就労支援と生活支援を一体的に実施するために野洲市役所内に設置した施設です。



野洲市市民部 市民生活相談課

聞かせて下さい、その悩み。話して下さい、その思い。

- ・理由もなく解雇された
- ・生活が苦しくて食べる物がない
- ・覚えのない高額請求がきた
- ・悩みがあって眠れない
- ・収入が不安定で先が見えない
- ・多額の借金を抱えてしまった
- ・離婚したあとの生活が不安



やすワークは、就職相談
だけではありません。

生活を抜きにして仕事のことは考え
られません。

日々の生活費、家賃、ローン返済、
育児、介護、健康など生活する中に
悩みはつきものです。

やすワークでは就職相談だけでなく、
生活全般を含めた総合相談も受け付
けております。

失業によって住宅や生活にお困りの
方に対する支援制度があります。
一人で悩まずに、ご相談ください。

住宅支援

住宅を失った、または失う恐れのある方
に対し、家賃のための給付があります。

入居資金

住居を失った方に対し、新たに入居する
ために必要な敷金・礼金などの初期費用の貸
付があります。

生活資金

公的資金の貸付開始までの期間あるいは
職業訓練期間中の生活費などの貸付・給
付があります。

職業訓練

再就職のための職業訓練などがあります。

労使間のトラブルに悩まれている方へ

解雇 配置転換 賃金不払い
雇い止め パワハラ

- ・労働条件に関する相談
大津労働基準監督署 ☎ 522-6641 (面接相談も可能)
- ・解雇、雇い止め、労働条件の変更などの労働相談
滋賀労働局 総合労働相談コーナー ☎ 522-6648
- ・一人一人の労働者と使用者との間の紛争のあっせん
滋賀県労働委員会 ☎ 528-4473 / 4472

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、
労働者と使用者との間のトラブルを解決するための専門
的な都道府県の行政機関です。
あっせんの費用は無料、秘密厳守で行われます。

- ・職業訓練、雇用保険等の手続き
ハローワーク草津 ☎ 562-3720

各種無料相談

法律 相談

市民の方を対象に不動産・金銭・家庭問題・相続など弁
護士・司法書士による法律相談を無料でを行っています。

相談時間 午後1時～午後4時まで 1人(組)30分以内
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により
予約を受け付けます。

注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りと
なります。

税務 相談

市民の方を対象に国税(所得税・相続税など)に関して
近畿税理士会による税務相談を無料でを行っています。

相談時間 午後1時～午後4時まで 1人(組)30分以内
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により
予約を受け付けます。

注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りと
なります。

行政書士 相談

市民の方を対象に公的書類の作成(申請・許認可など)
に関して滋賀県行政書士会会員による相談を無料で行っ
ています。

相談時間 午前10時～正午まで 1人(組)30分以内
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により
予約を受け付けます。

注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りと
なります。

行政 相談

市民の方を対象に主に国の事務に関するご意見や苦情に
ついて行政相談委員(2名)が相談に応じます。

相談時間 午前9時30分～正午 随時受付
申込み 事前予約は必要ありません。当日、直接会場へ
お気軽にお越しください。

消費生活 相談

専門相談員が無償商法や多重債務などのトラブルに関す
る相談に随時応じます。まずは、お電話を!

弁護士や司法書士に
相談するお金がない?

民事法律扶助制度があります!

民事法律扶助とは...

日本司法支援センター(法テラス)が、経済的に
お困りの方のために、無料で法律相談を行い、司
法書士・弁護士の費用の立替を行う制度です。

※利用できるかどうかは要件がありますので、
まずは、ご相談ください。

日本司法支援センター

法テラス 滋賀地方事務所 <http://www.houterasu.or.jp/>
☎ 050-3383-5454 平日 9:00～17:00

貧困の連鎖の防止

子どもの貧困連鎖防止対策

- 教育委員会と協力連携し、講師の派遣等により児童・生徒や教員または保護者に対し、貧困についての情報や社会保障等の知識を啓発する。
- これによって、貧困問題の意識を高め、困窮する子どもや家庭の発見（アウトリーチ）や支援に繋げる。



市役所がするメリット

～相談者はたどり着けない～

- ・離婚
- ・子どもに障がい
- ・母が認知症
- ・自分がうつ病
- ・多重債務

健康
推進課

メンタルヘルス

学校
教育課

教育に
関すること

地域包括
支援センター

高齢者福祉

ここは高齢者の
ことだけです。

母子

どうしたら
いいの？

ここは障害
だけです。

障がい者
自立支援課

障害者福祉

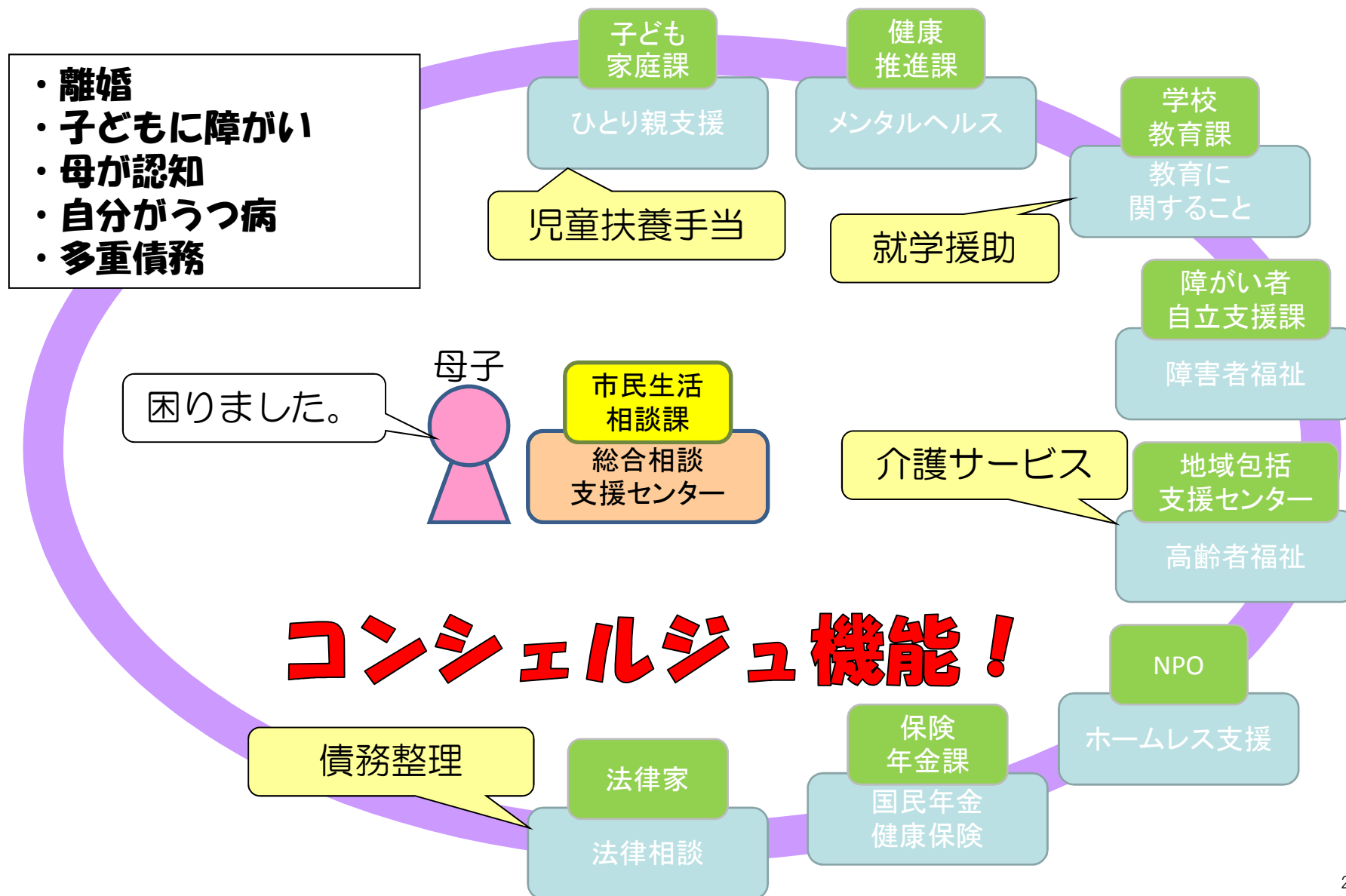
商工
観光課

就労支援

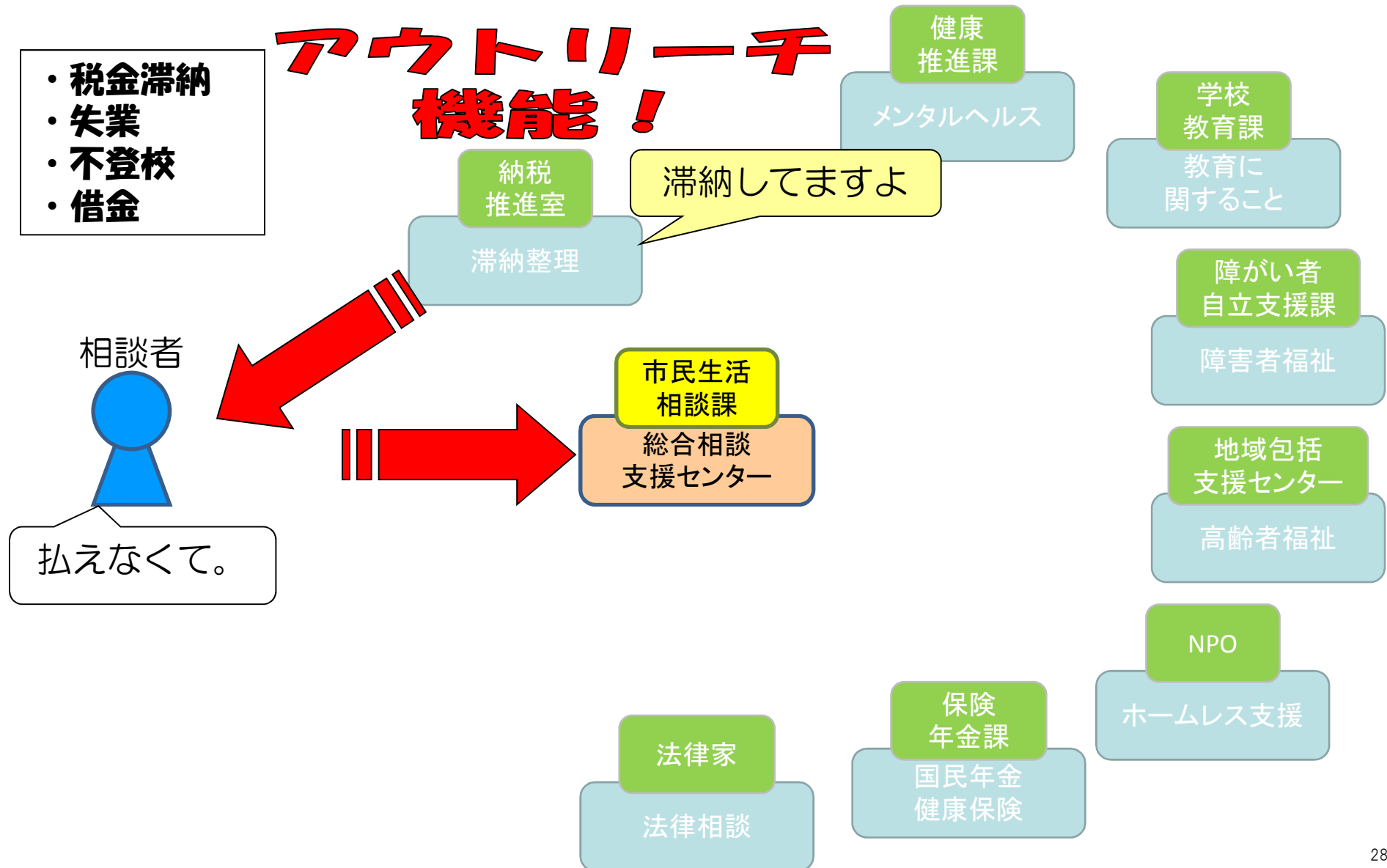
消費者
センター

消費者トラブル

メリット① ワンストップで受け止められる！

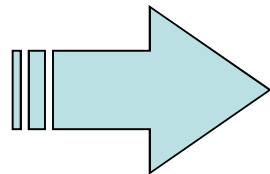


メリット② 何も言わなくても発見できる！



事例：Aさんの場合

- 40代男性 夫婦と子ども3人の5人家族
- 国民健康保険税（料）が払えないと
納税推進室へ相談に



アウトリーチ機能

- 失業し家賃も払えない
- 雇用保険の適用なし
- 借金3社に150万

コンシェルジュ機能

課題	繋いだ機関	活用したサービス
借金	司法書士	債務整理（任意整理）
住まい	社会福祉課	住宅手当（家賃額給付）
生活費	社会福祉協議会	総合支援資金貸付（月20万）
国民健康 保険税	税務課	非自発的失業者に係る 国民健康保険料の軽減
国民年金	保険年金課	失業者のための 退職者特例制度による減免
学費	学校教育課	就学援助制度 （給食費・学用品等の給付）
仕事	ハローワーク	就職ナビゲーターによる 就労相談支援

まとめ

これはまちづくりです。

これは福祉に新しい分野をつくり、

既存の枠を超えて

「困窮者をみんなで支える」

新しい地域のカたちづくりなのです。

お願い

- 市役所には命を守るサービスが整っています
- 市役所にはそのサービスを届ける義務がある
- でも市役所だけではすみずみまで届けられない
- だから、地域みなさんと一緒に取りこぼすことなく届けられる仕組みを考えましょう！

**野洲市が取り組む
生活困窮者自立促進支援モデル事業**

もっとしつかり安全・安心 生活弱者発見 緊急連絡プロジェクト ～入居者（市民）の命を守り隊～

1、背景

高齢、障がい、貧困等さまざまな要因から、地域において孤立化する生活弱者の問題がクローズアップされている。孤立化の結果として、平成 23 年度末には、さいたま市や立川市で餓死事件が発生した。また、発見される際、死後数カ月経過した状況で発見され、その発見は不動産管理会社やガス会社からの連絡によるものであった。

国においても平成 13 年から幾度にわたり「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」（最新は平成 24 年 2 月 23 日）通知が出され、電気、ガス等の滞納状況等から、福祉事務所への連携がうたわれているが、個人情報保護の観点から実際なかなか進まない現状がある。

この 4 月には消費者庁からも個人情報保護の適切な共有について発信されており、生活弱者からの SOS をいち早く発見し、必要な支援を届ける方法を模索したい。

2、目的

家賃滞納や新聞・郵便物が溜まる等の SOS 情報から助けが必要な生活弱者を発見し、いち早く「命を守る行政サービス」へつなげ、生活再建を進めることを目的とする

3、対象

市内の賃貸住宅に居住する、自ら市役所へ相談することが難しいとされる地域から孤立した生活弱者など

4、方法

・家賃滞納等 SOS ⇒不動産管理会社が本人の状況確認 ⇒SOS を発見！

⇒本人の同意の元に市役所へ連絡 ⇒行政サービスを活用し生活再建支援の実施

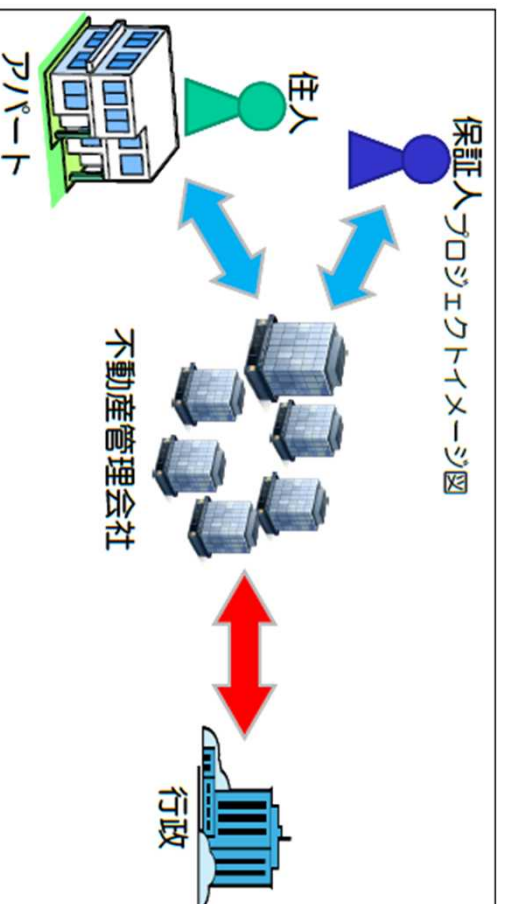
例）失業	⇒就労支援・住宅手当等	借金	⇒債務整理
その他、消費者相談・健康・メンタルヘルスなど			

5、期待される効果

- ・市民は、早期に発見してもらえることで、命が守られ、生活再建が出来る
- ・不動産管理会社（貸主）は、孤立死などが防げ、資産価値が守られる
- ・市役所は、市民の命が守れ、安全・安心なまちづくりにつながる

6、その他

- ・野洲市の民間住宅入居数 3043 世帯（平成 22 年国勢調査）
- ・現在の協力不動産管理会社（10 社）の管理数 2083 戸（68.5%）





好物の白飯をかきこむ男性。「今こうして生きていられるのは市の職員さんたちのおかげ」＝滋賀県野洲市、久永隆一撮影

親身な相談 つないだ命

貧困 となりあわせ

滋賀県野洲市の男性(58)は一昨年9月末、アパート1階の自室で自殺を図った。居心地にベツドに身を横たえ、結束バンドを首に巻きつけた。
電気工事の仕事は減り、10万円を切る月収で半年以上いりてきた。貯金を切り崩し、残り数万円。3年前に離婚して家族はいない。どうせ生きていても――。結束バンドの一端をつかみ勢いでつけた。のど仏に食い込み、うめき声をあげた。その時、外から自分の名前を呼ぶ大声が聞こえた。玄関を開けると男女2人が飛び込んで来

ワンストップ窓口先進 滋賀県野洲市の例

生活保護に至らないものの生活に窮した人の相談を受け、自立を後押しする「生活困窮者自立支援法」が成立した。自治体は相談者が各課を回ることなく相談できるワンストップの窓口設置が義務づけられる。どんな成果が期待できるのか。先進例といわれる滋賀県野洲市の取り組みを取材した。

自殺図り間一髪…生活保護を経て新たな働き口

た。市役所の「市民生活相談室」(当時)の職員だった。男性は月5万6千円の家族を1年近く、月7万円の車のローンも半年ほど滞納していた。見かねた知人が男性を相談室に連れて行ったのは同じ年の8月末。自殺未遂はそれから約1カ

借金・失業…庁内や民間と連携

語彙の南東に広がる野洲市は人口約5万人。市民生活相談課は市役所1階にある。生活が苦しい人の相談にワンストップで対応する相談室として2006年4月、全国に先駆け本格始動。今年になって課に昇格した職員は7人。困窮の原因を探るためじっくり話を聞く。生活再建に必要な支援メニューを考え、多岐債務なら弁護士に、失業なら庁内にあるハローワークの職員に、生活保護が必要なら担当課につなぐ。昨年度、ハローワークの職員につないだのは125人。88人が職を得た。

月後のことだった。男性が自殺を図った日の午後3時ごろ、男性は債務整理のため相談室から紹介された弁護士に遺書めいたファックスを送っていた。弁護士から知らせを受けた職員2人が自宅に急行。間一髪で間に合った。命に別条はなく、男性は病院を後にした。だが自宅に戻して1人にするわけにはいかない。2人は男性の親類宅を訪ね歩き、落ち着くところを見つけた。男性は2人に心を開いた。「本当に親身になってくれた。だから素直に相談しようと思えた」。初めて相談に訪れた時は野洲市を目標にかぶり「どうせ、もう無理や」と口癖のように言っていたが、命を救われたあとは窮状をすべて明かした。生活保護の利用を勧められた。市役所の担当課に前もって話してくれたおかげでスムーズに申請できた。市役所に派遣されたハローワークの職員にもつながってもらい、新たな就職先も見つけた。

また相談が舞い込む好循環につながった。親や公共料金の滞納の理由を調べれば貧困に行き着くことが多い。担当課は支払いが滞る市民を相談課に案内し、掘り起こす。民間の貸付物件を管理する10社の協力を得て、家賃滞納者を紹介してもらう仕組みを整えた。

「あと一歩のおせっかいができるかどうか。やる気と覚悟があれば、どの自治体でもできる」。市民生活相談課の生木裕美専門員は言う。

「水際作戦」強化 懸念する声も

生活困窮者自立支援法は、2015年4月以降、自治体に困窮者向けの相談窓口の設置を義務づける。運営は市の直営のほか社会福祉協議会などの委託も認める。生活保護受給者が急増するなか、政府は国民の生活を支える新たなセーフティネットとして整備するが、貧困問題にかかわる関係者からは、本来保護すべき人を「水際作戦」の強化で貧困が拡大しかねない」と警戒する。(久永隆一)

生活困窮者自立支援法の適切な運用を目指して結成された「生活困窮者自立支援研究会」(大津市内)



情報交換、課題の検討

「理想的な運用を」

研究会は、国のモデル事業として本年度から先行して総合的な相談窓口の設置などを始めた大津、野洲、東近江の各市を含む県内九つの市と県との職員が3日に設立した。弁護士や精神科医、司法書士、障害者の就労支援に取り組むNPOも

(田代真也)

6日の衆院本会議で成立した生活困窮者自立支援法の施行に向けて、滋賀県内の自治体職員らが「生活困窮者自立支援研究会」を立ち上げた。生活保護を受給するには至らないが、経済的困窮や社会的孤立に悩む人たちの自立をうたう同法を理念通りに運用していくために、情報交換や連携強化に取り組む。

支援法受け、県内自治体職員ら研究会

困窮者自立へ連携

参加している。定期的に会合を開き、知識や経験を共有するほか、実際にあった事例への対応を検証する。

併せて同法の課題を探り、検討を重ねる。同法は社会福祉協議会やNPO、民間企業などへの事業委託を認めているが、社会福祉の観点からの支援の蓄積が無い団体が受託すれば、相談者が就労することだけが優先されることだけが優先され、真に生活保護を必要としている人が受給できなくなるのでは、という懸念の声もある。

研究会の座長を務める土井裕明弁護士は「理想的に運用されれば第二のセーフティネットとして期待できるが、一歩間違えば生活困窮者の首を一層絞めかねない。そうならないように連携し、相談の質を高めていく」と話している。